

## 委員提出資料

阿部 和子委員	提出資料	．．．．．	P 1
大方 美香委員	提出資料	．．．．．	P 7
清水 益治委員	提出資料	．．．．．	P 15
鈴木みゆき委員	提出資料	．．．．．	P 19
砂上 史子委員	提出資料	．．．．．	P 23
寺田 清美委員	提出資料	．．．．．	P 25
松井 剛太委員	提出資料	．．．．．	P 29
三代川紀子委員	提出資料	．．．．．	P 31
村松 幹子委員	提出資料	．．．．．	P 33
山縣 文治委員	提出資料	．．．．．	P 35



No.	課題	課題に対するコメント
1	<p>乳児・3歳未満児の保育の意義の位置づけについて</p> <p>○乳児・3歳未満児の時期は、自己が形成され、他者との関わりを初めて持つなど心身の発達に重要な時期であり、この時期の保育の在り方は、その後の成長や社会性の獲得、自己肯定感の形成等に大きな影響を与えらるものと考えられている。こうしたことを踏まえ、乳児・3歳未満児の保育について、より積極的な位置づけが必要ではないか。</p>	<p>○おおよそ3歳までの時期は、生まれ落ちたこの世界が、信頼に足るものであるという感覚(働きかけると応答する=有能感)や、世界に向かって働きかけるその子どもが、ほかでもないこの「自己=その人」として生きる基盤」が生きるに値するものである(自己肯定感)ということを獲得する時期である。</p> <p>○家庭との協働による子育て・保育=子どもは保育所だけで育つわけではない。</p> <p>・子どもの育つ場所は大きく2つ—そのいずれの場所にも安全基地：特定の人、子どもの自己の獲得における鏡になる人が必要である：家庭と保育所の子育て・保育における協働がなければ子どもの育ちは制限される。この協働を通して、子どもが育ち、保護者が保護者としての自覚(子どもを育てる主体として)を深め、保育士は保育士としての専門性の向上がある。</p> <p>・保護者は、自らの生き方と子どもの生活や発達に責任を持つことが要求される。それは、自らの生活を子どものいる生活へと組み替えることである。これまでの生き方を変えるように迫られるので戸惑うことが多い。保育所や保育士は、子どもの最善の利益を考慮した生活の在り方を、保護者が模索することを支援することになる。3歳未満児を担当する保育士は特にその任を意識しなければならぬ。</p> <p>・家庭との協働を強調することは、保護者の主体としての在りようを制限するものであってはならない(基本的な考え方は、家族から始まる小さなデモクラシー； building the smallest democracy at the heart of society 国際家族年 1994)。子どもとのかかわりは時間量ではなくその質(子どもの呼びかけにある程度の確に応える一応答性)であるから、家庭と保育所は、お互いに子どもに子どもの姿を使えあい、補い合うことで、子どもへの応答性の質を高めることが可能となる。日々の保育は子どもの育ちを保障するとともに家庭支援でもある。</p> <p>・保育所における保育の基本が、子どもの主体としての思いや願いを受けとめること言うことは、保育士に受け止められること(受容)を通して、それを写し取るようにして自己を肯定していくということとである。同じように家庭においても、保護者に受け止められることを通して自己を受容する。さらに、保育士や地域により子どもと家族が尊重されることで、そこで生活する子どもは自己を尊重され</p>

	<p>る感覚を持ち(3歳未満児の未分化性)、家庭内外の人々のその子どものその家族に対する思い(内面)を写し取って自らを肯定する。この世界に足場を持たずに生まれてくる人のその初期においては、何重にも「受け止められる」経験を保障する構造が必要である。</p> <p>・子どもの発達は、その周囲の養護の行き届いたかかわりに支えられる。3歳未満児においては特に人(保護者・保育士・子どもを取り巻く大人や子どもなど)とのかかわりが重要になる。子どもとのかかわり量は量ではなく質(子どもの呼びかけに応える一応答性)である。子どもの内面の理解に基づくかかわり(養護的側面が前面)を通して、子どもは自らの人生の主人公になり(自己の獲得)、その人生を生きていくうえで必要な力を獲得(教育的側面)し、その力を使ってどのように生きるのか(態度・価値観)を日々の生活を通して学ぶ。子どもの学び(教育)は、養護の行き届いた環境の中で、その子どもの必要感に迫られた日々の生活をすることそのことの中にある。</p> <p>・いわゆる言葉の前の言葉の時期、又は言葉を獲得しつつある時期の生活を支えるのは、情動である。情動は人の身体を通じて他者と通底している。自己がかたがたちづくられる前の子どもは、共に居る保育士・保護者などの情動の渦に巻き込まれるようにして、相手の情動を経験している(根源的な人との通じ合い)。一方、欲求がうまく読み取られぬときには、欲求と欲求充足の間の間のズレを経験している(根源的な自己の出現)。</p> <p>・無意識のうちに、人と通じ合ったり、欲求がすぐになかなかつたりの経験を豊かにすることが、他者と生きる社会性を、また、ほかでもないこの欲求を持つ個を獲得することにつながる。このように考えると、早く成長することを願うのではなく、無意識(未分化)のうちに自在に根源的個を経験したり、根源的個とつながる経験を十分にすることが、その後の自他の区別の発達の土台となる。</p>
2	<p>○現行の指針では、乳児・3歳未満児に関する保育の記載が3歳以上児に比べて少ないほか、関係する内容が各章に点在していること等について、何らかの見直しが必要ではないか。</p> <p>○3歳未満児と3歳以上児を分けて記述するほうが、それぞれの保育で何を大切にしなければならぬかが理解しやすいのではないかと、保育内容は連続している方がいいのではないかと。理由は5項目を参照—教育的側面は5領域を成り立たせる根拠をなす経験として連続させる)と、自己を獲得するうえで大切にしたい経験(主に3歳未満：未分化を十分に経験する)と、自己を獲得し、その内実を豊かにしていく上で大切にしたい経験(主に3歳以上)とは異なることがある。</p>

乳児・3歳未満児の保育（養護及び教育）の内容について  
 ○乳児・3歳未満児の発達段階の特性を踏まえつつ、「応答性」の重要性や家庭での保育や子育てとの連続性、集団的なふれあいのなかでの遊びや生活、これらのための適切な環境の在り方など、具体的にどのような内容を規定するべきか。

○かかわりの質について

・情動が主なコミュニケーション手段である言葉の前の子どもからの呼びかけは、必ずしも言葉だけではない、表情やしぐさ、泣き声などであるので、子どもと共にある大人は感受性が豊かである必要がある。子どもも理解のためにはある程度持続したかかわりが必要である。その文脈の中で子どもの表情やしぐさ（子どもからの呼びかけ・働きかけ）から、その内面を読み取る感受性（応答性の質）ということがある。呼びかけへの応答は、気持ちや動作の伴った言葉かけである。

・子どもからの呼びかけに、ある程度の確に応答することが保育の質を相当に左右する。3歳未満児を担当する保育者は、特にゆとりが必要である。言葉は感情が込められているし、込められていなければ子どもにはその言葉による働きかけは届かない。

○応答性の二重構造：以上は、子どもと保育士の直接的なかわりに焦点を当てて述べたので、保育士の応答性に焦点が当たっているが、もう一つ大きな次元から見ると、3歳未満児は、自らの生活を自ら手で行うことが難しいという意味で、保育士の働きかけに応答的である。以上を踏まえて応答性を考えると、

・欲求するのは子どもでもありそれを自ら周囲に発信し、それを保育士に受けとめてもらい（保育士の応答性）、その欲求を充足するためにできない部分を保育士にしてみもらう（子どもの応答性）ということになる。かかわりは能動と受動の連鎖（この連鎖の中で、能動と受動が保育士と子どもの間で交代する）である。

○かかわりの質を規定するおもな条件

・集団のサイズ—特定の保育者と持続的にかかわられる子どもの人数(少人数)、たとえば、担当制（子どもが受け入れられているという確信が持てるかかわりが保障される、1対1の関係は必ずしも身体的に接触することばかりを指すわけではない。子どもの気持ちや欲求・要求が読み取れる関わりを可能にするという）などの工夫など。

・保育室の環境—一定の意味を持たせた空間（環境による働きかけ）や多様に意味が変化する空間など、環境は物理的に整えればそれで済むわけではなく、そこに保育士がいて、子どもに合わせて環境を再構成できることが必要である。その上で、3歳未満児は広々とした空間より、狭い空間を好むことを考えて（これは経験知であるので、3歳未満児の空間知覚の発達を調べる必要がある）、保育室を区切ってみるとか、時間の環境—時間をずらす、

・保育士集団の連携—担当制とクラス運営の工夫、研修のあり方。

・保護者との協働をどのようにするのかの工夫（朝夕、保育園に保護者が休める、保育士と交流できる

4	<p>○保育士との愛着や信頼関係の形成や基本的な生活習慣の獲得が重要視される乳児期や、他の子どもとの関係性の構築や言葉の獲得などが重視される低年齢期な点、どのようにならぬかを考えるべきか。</p>	<p>場は作れるのか。信頼関係の構築。</p> <p>発達過程で考えると、以下の年齢が「発達の節（質的に変化した姿が出現する）」と考えられる。</p> <p>○9か月まえ：共同注意が可能になる時期（意識的に他者と同じものを見る）が可能（三項関係の成立）になる。物を介して他者と関わる（他者とのコミュニケーションが飛躍的に発達する（9か月革命、Tomaseello）。</p> <p>○1歳6か月：☆象徴機能の発生（内面世界の出現＝意味の世界を生きるようになる）言葉の獲得（意味の三項関係の成立）、例えば、みたくて遊び、すなわちまた（現前、意味するもの）をだんご（意味されるもの、目の前にはないもの）に変換する＝思考する、イメージに見たてて、やり取りをする。</p> <p>☆所有意識の発生＝自己主張（「○○ちゃんのだ」「いやだ」「ものの独占」とありあり、噛みつきなどの行動として出現）＝自己の獲得への経験群として位置づけられる。</p> <p>○3歳前後：自己がかたちづくられる（世界へ向かう中心の獲得＝私という感覚）</p> <p>☆自分の目でものを見始める（こだわり）</p>
5	<p>○乳児・3歳未満児の保育では、特に養護と教育との一体性が強く、養護的な側面が強く意識される一方で、教育的意義については誤解も根強く見られること等を踏まえ、どのように教育について規定するべきか。</p>	<p>○例えば、食事、おむつ替えなど、養護的側面が前面に出ているので、養護と考えられやすいが、それは一面的すぎる。食事はお腹がいっぱいになればいいのではなく、お尻がきれいになればいいのでもない。子どもはままたまなっているわけではなく、そこで展開される様々なやりとりを通して、行為の意味やその行為を表す言葉、関わる保育者の内面（子どもの気持ちを思いやって、何とかしようとしている情動）に共振・共鳴、呼応するようにその場面を経験している。それは、他者に受け入れられること（他者を信頼する経験）＝自己を受け入れることの経験（自己肯定感）、人との関係のあり方の経験、感情の分化の経験など、様々な発達を経験していることを考えると、養護と教育は一体的に展開されているとしか言いようがない。</p> <p>○3歳未満児の保育内容の領域を、生活と遊びという内容にすることも考えられる（反対ではない）が、生活と遊びは3歳以上にも言える。</p> <p>○3歳以上の生活と遊びに関する保育の内容を養護と5領域とするならば、保育内容の記述に次元の異なる記述、つまり、3歳未満は生活と遊びそのままに、3歳以上は生活と遊びを養護と教育・5領域というその下位の視点の記述とならないか。</p> <p>○3歳未満と3歳以上の保育内容をそれぞれ「生活と遊び」「養護と教育（5領域）」とすることで、3歳未満児の保育の特徴を明らかにすることができ、そこには3歳未満には教育がないという誤解と、現指針より後退した印象を受ける可能性がある。</p>

		<p>○3歳未満児の教育を強調するということであれば、3歳未満児は5領域を成り立たせさせる根源をなす経験をしていることを強調する。3歳未満児の生活と遊びには、人間関係（大人との関係の成立から子ども同士の関係へ）が基本になり・言葉・表現（情動によるコミュニケーション、言葉の命名機能など）・環境（探索活動・思考）・健康（清潔にしてもらうなど）という視点が成立する（ここにも、3歳以上の保育の内容をそのまま3歳未満で実践してよという誤解も生まれる可能性が大）。</p> <p>○3歳未満児の教育に関しては、子どもの発達過程の理解を十分に、保育の方法は子どもの興味関心、子どもの自発性を中軸に据えたものであるという保育士やその他の大人の理解が重要な鍵を握る。</p>
6	<p>○3歳以上では「教育の5領域」が着目される傾向があるが、養護は保育活動全体を通じて重要なものであり、どのようにならなければならないか。</p>	<p>○3歳未満児の養護は、具体的な行為を伴ってなされることが多くあるが、3歳以上の養護は、行為を伴うことが減少して、「気づかい」とか、「気に留めて見守る」「子どもを信頼して待つ」など、ある程度の時間的な継続を伴ってなされる（目には見えにくい配慮のようなものとしてなされる）。</p> <p>○また、人の発達は右肩上がりに発達するわけではなく、時に様々な困難に出会い、行きつ戻つする。4、5歳でも甘える（存在の確認を、他者を通して行う）。</p> <p>○人は何歳になっても一人では生きられない。他者の助けを必要とする。</p>
7	<p>その他</p> <p>○3歳未満における保育から、より集団的な3歳以上の保育への移行をスムーズに行うために、どのような方法が考えられるか。</p>	<p>○3歳になるまでのそれぞれの時期に必要な経験を十分にしておくことが第一である。</p> <p>そのうえで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所での未満児の保育室の位置</li> <li>・普段に園内が自分たちの生活空間であることとの経験（安全基地をベースにした行動範囲の広がり）</li> <li>・異年齢の交流（特定の保育士・クラスのもとで異年齢の子と関係への広がり―異年齢の子ともとの関係へ）</li> <li>・担任の持ち上がり（安全基地の連続性）など</li> </ul> <p>○小規模型からの移行に関しては、子どもの生活や育ちの姿に関する情報の共有を綿密にはかかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段からの交流（保保育室・担任を核とした、人と空間の広がり意識した保育内容）</li> </ul>
8	<p>「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合性を、どのよう確保していくべきか。</p>	<p>○3歳になるまでのそれぞれの時期に必要な経験を十分に3歳児へ引き継ぐ（3歳未満を実施していない場合、小規模型からの移行に備えて）ことに対する配慮事項や内容を両方に盛り込む。</p> <p>○発達過程（0歳から6歳までの）の共有、保育方法の共有。</p> <p>○1, 2, 3号認定の子どもの背景を考慮した要領にする。</p> <p>○保育教諭が0歳から6歳までを保育（認定こども園の教育を保育と定義するなど）することを前提にした教育保育要領、保育指針とする（だとすると2つを合体して1つの指針なり、要領にすることが可能になる）。</p>





大阪総合保育大学 大方美香

検討すべき課題（例）

乳児・3歳未満児の保育の意義の位置づけについて

○乳児・3歳未満児の時期は、自己が形成され、他者との関わりを初めて持つなど心身の発達に重要な時期であり、この時期の保育の在り方は、その後の成長や社会性の獲得、自己肯定感の形成等に大きな影響を与えるものと考えられている。こうしたことを踏まえ、乳児・3歳未満児の保育について、より積極的な位置づけが必要ではないか。

・乳児・3歳未満児の時期は、人間として誕生し、人間社会という環境に適応する（生きる力）時期である。社会に適応するという「人との関係性」は、安全・安心であることを五感によって働きかけ、大人の快ちよい応答によって自己を形成し、肯定していく未来に向かったの重要な時期である。

・保育所における乳児保育は、あくまでも集団保育であることを鑑み、施設といえども通所であることから家庭養育との協働が必要である。

家庭は、保育のパートナーとして尊重され、家庭が乳幼児に関して行う決定は、尊敬され尊重されるものである。保育者は、乳幼児の発達や初期の学びに関する知見や専門的知識を家庭と分かち合い、反対に、家庭は自分の子どもに関する知見や専門的知識を分かち合う。目標は、家庭がエンパワーされていると感じ、子どもの発達を支援する力をつけていると感じることである。

・保育所における乳児保育は、あくまでも集団保育である。全ての子どもが保育所に入るための準備をしているとは考えにくい。

保育者は、全ての乳幼児とその家庭を、信仰・環境・欲求・言語・コミュニケーション方法に関わらず保育所に迎え入れることが大切である。家庭と子どもは、思いやりがあり受容してくれる保育者に尊重され支援されていると感じ、保育者は子どもに最善の保育と教育的支援をどうすればよいかを考える専門性が必要である。

○現行の指針では、乳児・3歳未満児に関する保育の記載が3歳以上児に比べて少ないほか、関係する内容が各章に点在していること等について、何らかの見直しが必要ではないか。

・現行の指針では内容が各章に点在していてわかりにくい。できれば「保育所保育における乳児保育」としてまとめて章立てすべきと考える。

・3歳未満児と3歳以上児を分けて記述するほうが、それぞれの保育で何を大切にしなければならないのかが理解しやすいと考える。教育的側面は5領域の根源をなす基礎的体験として位置づけ、幼児期への連続を意識しておくことが大切である。

・乳児・3歳未満児において、保育者が子どもに経験させることを計画し成長度を評価する際、それぞれの側面を個別にみるのではなく、全体としてみることが重要である。

・乳児・3歳未満児の特徴や乳児保育の意義は、全体としての子どもをみるために、主な発達の側面全てを同時に考慮することが重要である。

すなわち身体的健康と成長、認知的発達、知覚の発達、微細・粗大運動の発達、社会性の発達、情緒の発達、子どものコミュニケーション能力である。これらの機能は、互いに影響し合い完全に統合した形で成長・発達するので、全てを同時にみる必要がある。

#### 乳児・3歳未満児の保育（養護及び教育）の内容について

○乳児・3歳未満児の発達段階の特性を踏まえつつ、「応答性」の重要性や家庭での保育や子育てとの連続性、集団的なふれあいの中での遊びや生活、これらのための適切な環境の在り方など、具体的にどのような内容を規定すべきか。

・子どもとの関係性、子ども同士の関係性、子どもを取り巻く関係性は、健全な脳の発達やあらゆる身体的・心理的な快ちよさに影響を与える。健康的な発達は、大人との応答的な情動交流が必要であり、乳児・3歳未満児は肯定的で情緒的な雰囲気を必要とする。

乳児・3歳未満児は、保育を通じて、また自分の周りの思いやりのある関係性や交流を手本としながら人との関係性について学ぶのである。

・保育者は、「子どもの背景にある文化の違いを知ってそれに応答する」ことに気づかなければならない。これは、子どもの自己認識の発達に直接関連することである。

言語的／非言語的なもの、保育者が感じる正しい／間違い、普通／普通ではない、良い／悪い、といったものである。乳児・3歳未満児の自己認識は、自分が愛を受けるに値する人間かどうか、自分の家庭が受容されるに値するものかどうかという、子どもの認識に影響する。よって、保育者は家庭や文化的繋がりを含め、全ての子どもの自己認識を支援するよう意識的に行動することが重要である。

・乳児・3歳未満児は、集団保育の中で、子ども中心の自由遊びや、集団の一員として意思決定に参加することを経験すべきである。経験はきっと、乳幼児の考えや興味や好みを包含するものである。乳幼児は、支援的で信頼できる大人に導かれながら、選択したり力を分かち合ったりするという体験をすることが大切である。

・乳児・3歳未満児は、センシティブで応答的な保育を心がけることである。乳児・3歳未満児との会話は、すぐさま感じ取り、心を込めて応答することを意味している。即時的で気持ちの込めた保育者との応答的交流は、集団保育における、子どもと大人の信頼と安定した愛着関係の発達と子どもの自尊感情の育ちに関わる。安心へと導く信頼は、関係性の産物である。また、知識に基づく関係性は、時間をかけて形づくられる。このように、乳幼児との会話にセンシティブで応答的であるためには、保育者がそれぞれの乳幼児をよく知っていることが大切である。

・センシティブで応答的であることは、私たちが乳幼児の対話を理解し、できる限り即時的に応答するタイミングに関係している。センシティブで応答的な保育のタイミングに関わるもう一つの側面は、重要な保育の日課において、ゆっくりと、決して焦らないということである。忙しい日々の中で乳幼児と1対1で過ごせる機会は、個別の保育の時である。特に、オムツ換えやトイレ、食事、睡眠の時間である。この時間は信頼を築き関係性を強化する時間、個々の乳幼児をより良く理解できるようになる時間として大切にされるべきである。

○保育士との愛着や信頼関係の形成や基本的な生活習慣の獲得が重要視される乳児期や、他の子どもとの関係性の構築や言葉の獲得などが重視される低年齢児期など、どのように年齢の区分を考えるべきか。

・重要なことは、生まれてから36か月の期間に、保育者に特定の対応を求める3つの明確な発達上の特徴が示され、欲求が表現されるということ認識することである。

生後間もないひとり立ちする前の乳児(0歳から6~9か月)は、「安全を求める存在」とし

て特徴づけられる。子どもたちの労力のほとんど全ては、信頼ある関係性を通じて、安全であるという感覚を獲得することに注がれる。

ヨチヨチ歩きを始めるようになると、6～9か月から12か月～1歳6ヶ月（18か月）頃までには、安全基地をまだ必要とするものの、特徴的な活動やエネルギーの大部分を探索に費やすようになる。言葉の獲得、象徴機能の発達、三項関係やみたて遊びが発生する。

12か月～1歳6ヶ月（18か月）から3歳（36ヶ月）頃までに少し成長すると、安全性を感じて探索にも躊躇がなくなり、自己認識に注目し始め、自己理解・他者理解に関連した行動をとるようになる。

○乳児・3歳未満児の保育では、特に養護と教育との一体性が強く、養護的な側面が強く意識される一方で、教育的意義については誤解も根強く見られること等を踏まえ、どのように教育について規定すべきか。

・乳児・3歳未満児の特徴や乳児保育の意義は、全体としての子どもをみるために、主な発達の側面全てを同時に考慮することが重要である。5領域を成り立たせる根源的な体験を生活活動全てにおいてしている。

・乳児・3歳未満児の生活活動や遊び活動は、大人との関係性が軸となっている。そのうえで、乳児・3歳未満児は、身体的健康と成長、認知的発達、知覚の発達、微細・粗大運動の発達、社会性の発達、情緒の発達、子どものコミュニケーション能力などの機能は、互いに影響し合い完全に統合した形で成長・発達する。保育者は、全てを同時にみるという保育者の役割や教育的配慮として書く必要がある。

・乳児・3歳未満児の生活活動や遊び活動は、大人との関係性が軸となっている。教育に関しては、子どもの発達過程や子ども理解のうえに、保育の方法は子どもの興味や関心、自発性を軸に据えたものである。

・人種・宗教・家族関係などを含めた乳児一人ひとりの背景となる「文化」を乳児の「個性」としてとらえていることに着目する必要がある。また、乳児一人ひとりの背景となる「文化」を考える中で、乳児が「尊敬される」ということをより実践的に整理することが大切である。

○3歳以上では「教育の5領域」が着目される傾向があるが、養護は保育活動全体を通じて重要なものであり、どのように養護について規定するべきか。

・養護は「領域」ではなく、生活活動・遊び活動全てに関わる大人との関係性が軸である。

・養護は「気配り・配慮・気にかけること」であり、領域ではなく、むしろ統合的に全体を示すことである。「5W（今何を見ている？何を手に持っている？どこに行こうとしている？誰に見せたいと思っている？等）に気づく感性が重要」や「読み取る力」「通訳する力」である。

・養護は「気配り・配慮・気にかけること」であり、保育者との応答的交流は、集団保育における、子どもと大人の信頼と安定した愛着関係の発達と子どもの自尊感情の育ちに関わる。

養護を通じて「安心へと導く信頼」は、大人との関係性の産物である。また、知識に基づく関係性は、時間をかけて形づくられる。このように、乳幼児との会話にセンシティブで応答的であるためには、保育者がそれぞれの乳幼児をよく知っていることが大切である。すなわち、読み取る力は保育者の専門性そのものである。

・養護はセンシティブで応答的であるという心に寄り添うことが意味するものは、乳幼児と十分一緒にいること、乳幼児に一心に注意を向けること、対話する相手として一人前に扱うことである。乳幼児の心に寄り添うことは、気持ちがつながっている状態である。応答する際には、乳幼児の情緒的な状態を重視し、感じ、理解し、それらに合わせることである。保育者が子ども  
の心に寄り添い、響き合うことが大切である。

・基本的な生活習慣とも言われる「食事、排泄、睡眠、清潔、着脱」などが「養護」と考えられやすい。保育者が子どものお世話をすればよいという一面からの考えではない。

・子どもと保育者の様々なやりとりを通して、行為の意味・言葉、保育者の内面性や操作性から子どもは情動交流が生まれ、呼応・共鳴するかのように大人との快ちよさから人との関係性を体験していることである。

・養護は「気配り・配慮・気にかけること」であり、センシティブで応答的であることは、保育者が乳幼児の対話を理解し、できる限り即時的に応答するタイミングに関係している。

・センシティブで応答的な保育のタイミングに関わるもう一つの側面は、重要な保育の日課において、ゆっくりと、決して焦らないということである。忙しい日々の中で乳幼児と1対1で過ごせる機会は、個別の保育の時である。特に、オムツ換えやトイレ、食事、睡眠の時間である。この時間は信頼を築き関係性を強化する時間、個々の乳幼児をより良く理解できるようになる時間として大切にされるべきである。

#### その他

○3歳未満における保育から、より集団的な3歳以上の保育への移行をスムーズに行うために、どのような方法が考えられるか。

・保育所保育は集団である。長期間・長時間にわたる集団保育を鑑みるとき、乳児・3歳未満児の保育は、可能な限り持ち上がり、すなわち継続的な関係性の維持が重要である。

・子どもとかれらを保育するおとなが長期間一緒にいられるという関係性は、集団内のすべての人（保育者、子ども、家庭）と人をつなぐことを可能にする。

保育の継続性が促すのは、集団内のすべての人ができる限り長い間一緒にいることである。就学前の3年間ずっと一緒の場合もある。さまざまな家具や設備、道具や日用品そして部屋は変わることもあるが、主担当保育者は変わらない。ゆえに、関係性も変わらないのである。保育者の知識や理解、そして乳幼児やその家庭の信頼や安心感は時間をかけて深められていく。それらはすべて、空間や関係性の転換による妨げがないところで強まり成長するものなのである。保育の継続性によって、保育者は、子どもと一緒に発達を経験することができ、実際に時間をかけてそれを見ることができ、子どもたちや家庭のメンバーとの情緒的な結びつきを強めることができる。

・「ぼくの・・・」「わたしの・・・」という自分のものと他者のものがわかる、両足とびが可能となる身体性が育つ時期、自己認識に注目し始め、自己理解・他者理解に関連した行動をとるようになる3歳前の子ども理解とそこまでに育て体験しておかなければならない基礎を培う保育のあり方への視点が必要である。

・2歳クラスは3歳クラスの小さい子ども版ではなく、むしろ基礎となる力を育てておく時期であり、発達過程上特有の保育者の役割や大人との関係性がある。その関係性を軸とした保育への配慮があつてこそ、3歳以上におけるクラスや集団としての子ども同士の関係性の育ちや遊び力、生活力につながる。

・担当制、すなわち「主担当保育者」を割り当てることである。ある保育者がグループ内の少人数の乳幼児の主担当保育者となるものであるが、一人で抱え込んで責任を負うものではない。主担当保育者は、小グループの乳児一人一人について多くの保育ニーズに対処し、記録をとり続け、家庭と密に連携して動く責任がある。特定の乳児や家庭と親密になり、かれらをよく知るようになるが、それは排他的な関係性ではない。主担当保育者は、あらゆる子どもや家庭に応答し、かれらと協同する。

・小規模型保育からの満3歳児保育への移行は、月案における保育者の個別配慮が必要である。すなわち、保育文化の異なる場所や保育者からの移行期としての細やかな配慮、進級児と新入児としての配慮が必要である。子どもの生活活動・遊び活や子ども理解に関する情報の共有や家庭との連携も必要である。

○「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合性を、どのように確保していくべきか。

・3歳以上は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、幼稚園教育要領との整合性を同じ書き方に統合するとわかりやすいのではないか。

・1, 2, 3号認定の家庭養育や生活文化といった子どもの背景を考慮し、子ども理解に基づいた保育ができるような要領にする。

・乳児・3歳未満のそれぞれの時期に必要な基礎となる力は、発達過程上特有の保育者の役割や大人との関係性に対する配慮事項や内容を両方に盛り込む。

・現行保育所保育指針第2章の発達部分（おおむね・・・）は表現を変えるか、発達のとらえ方を全体的なとらえ方や内的なものに変える。

参考文献：

・全米幼児教育学会（National Association for the Education of Young Children、以下、NAEYCとする）は、同学会が作成した「発達上適切な実践」（Developmentally Appropriate Practice in Early Childhood Programs、以下、DAPとする）に乳児保育においても「関係性アプローチ」と呼ばれる理念に基づき、具体的な保育プログラムを提示している。





## 乳児保育、3歳未満児の保育について

清水益治

## 意見

(1) 章のタイトルを含む指針の構造そのものの検討が必要ではないか

現行の指針では「第3章 保育の内容」となっており、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の見出し（児童福祉法第45条の2第三項に対応）と同じになっている。これでは指針の他の章の価値を下げかねない。そこで、指針の冒頭に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に示す「保育の内容」は、この指針に基づくものとする。この指針では、保育所保育（仮称）の内容と、これに関連する運営等について定める」などと定義するとどうか。

内容を充実させるには、独立した章が必要。

第1章 総則（保育所保育指針について）
第1部 保育所保育の内容
第2章 3歳以上児における保育所保育の内容
第1節 通則（各則？）
第2節 ねらい及び内容並びに配慮事項
第3節 指導計画作成に当たって配慮すべき事項
第3章 3歳未満児における保育所保育の内容
第1節 通則（各則？）
第2節 ねらい及び内容並びに配慮事項
第3節 指導計画作成に当たって配慮すべき事項
第4章 乳児における保育所保育の内容
第1節 通則（各則？）
第2節 ねらい及び内容並びに配慮事項
第3節 指導計画作成に当たって配慮すべき事項
第2部 関連する運営等について
第5章 @@@@
第6章 . . . .

(2) ねらい及び内容は、子どもの姿として記述する

幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、要領）に統一する保育士の関わりは、配慮すべき事項として記述。

(3) ○○までに保育所保育の中で育て欲しい姿を踏まえた記述にする

3歳までに～

乳児期の終わりまでに～

(4) 発達（育ち、発育）だけでなく学習（学び、経験）を意識する

「発達」や「教育」の意味を要領に統一する。少なくとも3歳以上の1日標準4時間については、学校教育と同等であることを強調する。そのため上記第2章は、要領と全く同じにする。

(5) 3歳未満では、5領域にはこだわらないが、小規模保育事業や乳児のみを対象とす

る保育所の保育の質を担保できるように記述する。個別的な計画か個別の指導計画か。

### 3歳までに保育所保育の中で育て欲しい姿の例

保健的で安全な環境の中で快適に生活する  
情緒が安定する  
楽しんで食事、間食を取ろうとする  
午睡や休憩を通して、疲れを癒やす  
簡単な身の回りの活動を自分でしようとする  
全身や手や指を使う遊びを楽しむ  
身の回りのものや小動物に対する興味や関心が広がる  
友達と関わって遊ぶ楽しさを味わう  
生活や遊びの中で、言葉のやりとりを楽しむ  
絵本、玩具などを使った遊びやごっこ遊びを楽しむ  
興味のあることや経験したことなどを表現する

### 乳児期の終わりまでに保育所保育の中で育て欲しい姿の例

保健的で安全な環境の中で快適に生活する  
食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求が満たされる  
甘えなどの依存欲求が満たされる  
離乳が始まり幼児食へ移行しようとする  
姿勢を変えたり、移動するなど体を十分に動かす  
感覚や手や指の機能を働かそうとする  
発声や喃語に応答してもらい、発語の意欲がわく  
身の回りのものに対する興味や好奇心が芽生える

## 前回の資料 2 - 1 より

○保育所保育指針とは、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの。

→保育指針と、施設設備基準、職員配置基準や保育に従事する者の基準とが相まって、保育所保育の質を担保する仕組み。

### 【根拠法令】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（抄）

#### （保育の内容）

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

## 前回の資料 3 より

○乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特徴を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。

○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。

## 児童福祉法

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であって、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあっては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの



## 乳児・3歳未満児保育についての私見

○乳児・3歳未満児の時期は、自己が形成され、他者との関わりを初めて持つなど心身の発達に重要な時期であり、この時期の保育の在り方は、その後の成長や社会性の獲得、自己肯定感の形成等に大きな影響を与えるものと考えられている。こうしたことを踏まえ、乳児・3歳未満児の保育について、より積極的な位置づけが必要ではないか。

## 乳児・3歳未満児をどう捉えるか？

## 1) 発達の視点から

- ・生きる主体として生まれ、発信能力受信能力とも備えている存在。
- ・安全、安心な状況のもと、信頼できる人との関係性において信頼感、自己有能感が育つ時期。

## 2) 保育の視点から

- ・家庭との協働の中で成りたつ。保護者も育てる主体として子どもの生活や発達に責任を持ち、保育士は家庭の多様性を受け止めつつ、専門的知識や技量で家庭をエンパワーしていく。
- ・集団保育の中で、乳児・3歳未満児は、特定の保育士とのかかわりや保護者との連携など、多様であたたかな人とのかかわりを通して、愛されている実感、自己肯定感などを育てていく。保育士は乳児・3歳未満児の最善の利益を考え保育・教育的支援をしていく存在。

したがって乳児・3歳未満児の保育の意義に関してきちんと明記すべきと考える。

○現行の指針では、乳児・3歳未満児に関する保育の記載が3歳以上児に比べて少ないほか、関係する内容が各章に点在していること等について、何らかの見直しが必要ではないか。

- ・現行は点在していてわかりにくく、章立てしてきちんと書いたほうがよい。
- ・3歳以上の幼児の生活・成長・発達とのつながり（連続性）の記述は必要。

したがって「乳児・3歳未満児」の章を独立して記述すべきと考える。

○乳児・3歳未満児の発達段階の特性を踏まえつつ、「応答性」の重要性や家庭での保育や子育てとの連続性、集団的なふれあいの中での遊びや生活、これらのための適切な環境の在り方など、具体的にどのような内容を規定すべきか。

- ・乳児・3歳未満児と大人（保育士・保護者）とのあたたかな情動的交流が健全な成長・発達の基盤になることを明記すべき。子どもの発信に対し大人の応答も大切であると同時に子ども同士や大人の発信にこどもが返すやりとりも大切である。

- ・集団保育の中で「個」としての乳児・3歳未満児が大切にされ、ゆるやかな担当制ならではの愛着や家庭との信頼構築が必要。
- ・身体の諸感覚を使った遊びや生活の体験、心地よさを感じ合う集団での体験など保育ならではの環境構成を考えることが必要。室内・戸外・教材への深い洞察とその保育力を上げるための研修が必要。

したがって集団保育の中で個を尊重し、応答的・交流的な情緒的絆を形成していく重要性を明記すべきと考える。

○保育士との愛着や信頼関係の形成や基本的な生活習慣の獲得が重要視される乳児期や、他の子どもとの関係性の構築や言葉の獲得などが重視される低年齢児期など、どのように年齢の区分を考えるべきか。

- ・乳児・3歳未満児を発達の視点から分けるとすれば様々な考え方があるだろう。スタンダードにエポックを考えるとすれば。
  1. ～8・9か月
 

お座りからハイハイへ自分の意思で姿勢の移動・場所の移動が可能になる  
三項関係が成立。人とももの認識の共有、ものを介して人とかかわる。  
人見知り（8か月不安）など知っているもの・知らないものの認識が成立  
午前午後1回ずつの昼寝になり始め、SIDSの危険性が減少する。一方で夜泣きなど  
家庭での夜間睡眠の問題も出てくる。  
離乳食がモグモグ期からカミカミ期に移行する中で、口の中の容積が広がり下の歯茎が土手状になって噛み切れるようになる。
  2. 12～18か月
 

歩行の開始と言葉の獲得で自発的な探索活動が盛んになる。  
象徴機能が発達しみたてややりとり遊びが始まる。  
午睡が日中1回に集約されてくる。  
離乳食から幼児食へと移行する。
  3. 2歳～3歳
 

自分のものがわかり所有をめぐってのこだわりがでてくる。  
自我が表出しイヤイヤ期など自己主張も強くなる。  
探索欲がさらに増し、自己理解、他者理解に関連付けた言動がみられる。

○乳児・3歳未満児の保育では、特に養護と教育との一体性が強く、養護的な側面が強く意識される一方で、教育的意義については誤解も根強く見られること等を踏まえ、どのように教育について規定するべきか。

・3歳未満児の生活、そして遊びは、3歳以上の5領域の根幹をなすものであり、大人との関係性を軸に始まり子ども同士の広がり展開される。

○3歳以上では「教育の5領域」が着目される傾向があるが、養護は保育活動全体を通じて重要なものであり、どのように養護について規定するべきか。

- ・養護とは、人との間に交わされるあたたかな情緒的交流で繊細で穏やかな気配りのこと。
- ・当然幼稚園にも「養護」があることになる。とすれば「養護」と「教育的配慮」は重なるか??

養護を定義すれば「人（主として大人）によるあたたかな気配り・配慮・気にかけること」であり、そのための保育士の専門性が「5W」であり「読み解く力」「通訳する力」だったりする。

その他

○3歳未満における保育から、より集団的な3歳以上の保育への移行をスムーズに行うために、どのような方法が考えられるか。

- ・乳児・3歳未満児において発達過程にあった多様であたたかな人とのかかわりと生活体験をしておくことがベースとなる。
- ・長時間・長期間・集団という保育所保育の特徴を考える時、継続的で安定した関係の維持が重要という指摘は正しい。
- ・同時に小規模保育所からの移行や移動などを考える時、子どもの生活や育ちの姿、家庭支援等情報の共有を図り、できれば交流の機会を頻繁にもつことが望ましい。

○「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合性を、どのように確保していくべきか。

- ・3歳以上については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」との整合性を保ち同じ書き方に統合するとわかりやすいのではないか。
- ・1, 2, 3号認定の子どもについて、それぞれの家庭環境や生活文化の背景を考慮し、子ども理解の重要性を書く。

- ・ 3歳までの間に多様であたたかな人とのかかわり、ものとのかかわりなどを経験した上で3歳以上に引き継がれていくことを明記すべき。特に小規模保育所等からの移動するケースを考え、丁寧に保育内容を書き込むとよい。
- ・ 研修の重要性は整合性をとるべき。



平成28年1月7日  
砂上史子(千葉大学)

## 乳児・3歳未満児保育について

### ○「養護」に関する内容の意義と位置づけ

- ◇ 養護(生命の保持、情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり)は、教育(子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助)の前提であり基礎となる。養護(の充実)なくして教育(の充実)は成立しない。
- ◇ 現指針「第3章 保育の内容」の「1 保育のねらい及び内容」中の「(1) 養護に関わるねらい及び内容」は、同章「(2) 教育に関わるねらい及び内容」と並列に記載するよりも、「第1章 総則」に記載する方が、「養護」の意義と位置づけ、5領域との関係性が明確になるのではないかと。(現指針「第1章 総則」の再編の検討)
- ◇ 「養護に関わるねらい及び内容」は、保育士と子どもとの相互作用の質にかかわる。子どもと保育士との相互作用の質は、保育の質の中核を担うものとして、その重要性を明確にする必要がある。
- ◇ 「一人一人の子ども」のニーズに対する、「応答的な触れ合いや言葉がけ」「受容」「共感」等の保育士の専門性を、科学的根拠と人権意識に根差したものとする。

### ○乳幼児期の教育のあり方と位置づけ

- ◇ 乳幼児は生活や遊びを通して育つ。その育ちの中にそれぞれの発達段階における「学び(の芽生え)」がみられる。
- ◇ 乳幼児期は、その後の学びを支える非認知的能力(感情や行動のコントロール、粘り強さ等)が育つ重要な時期である。
- ◇ 乳幼児期の学びの特徴は、子どもが主体的に具体的な対象物に直接かかわることを通して学ぶこと、すなわち「環境を通して」学ぶことにある。
- ◇ 子どもが意欲的に効果的に学ぶのは、「子どもにとっての意味」がある活動や状況においてであり、「子どもにとっての意味」(面白さ、楽しさ、親しさなど)は環境から引き出される。
- ◇ 現指針「第1章 総則」の「3 保育の原理」中の「(2) 保育の方法」「オ 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること」が、乳幼児期の発達にふさわしい教育実践、乳幼児期にふさわしい学習の保障であることを明記する必要がある。
- ◇ 現指針「第1章 総則」の「3 保育の原理」中の「(2) 保育の方法」「オ …特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること」等に関連して、乳幼児期の遊びが「重要な学習」であることをもう少し明確にし、保育における「遊び」概念の整理が必要である。
- ◇ 乳児・3歳未満児も教育の方法(環境を通して、生活や遊びを通して)は3歳以上児と同様に捉えるべきである。ただし、乳児・3歳未満児では、発達課程区分の特徴からより一層養護と教育との一体性と、個人差に応じた個別性が重視される。
- ◇ 発達過程区分を示す、現指針「第2章 子どもの発達」中の「2 発達過程」は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合性もふまえ、『保育所保育指針解説』においてよりきめ細かく、最新の科学的知見に根ざす形で記載した方が充実すると考える。

以上



## 保育専門委員会に関する提案資料

東京成徳短期大学 寺田清美

「こども子育て支援制度」施行に対応した形での保育所保育指針（以下、「保育指針」と表記）の運用が必要であります。中でも「保育に欠ける」から「保育を必要とする」と変化した部分や、子どもの生活の連続性や発達の連続性を重視することが重要であります。

以下の内容について提案致します。

## I. 全体の方針について

## 1) 保育所の連携について

全国的には保育所を取り巻く環境に大都市と地方とでは大きな違いがあります。全ての保育所で適応可能な配慮が必要であり、小規模保育についても一定の配慮が必要であります。

保育全体の体系の中での保育所の位置づけや、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育との関係や保育連携については、必ずふれる必要があると思います。そのことがこれからの保育所の重要な役割となることの認識と理解が必要であると考えます。

また、保育の体系における”3歳の壁”がもたらす課題のクリアーは、新たな制度の下での保育の連続性や小学校との接続性等の観点からふれる必要があると思います。

## 2) 大綱化について

要点を押さえ可能な限り簡単明瞭に示すことが大切、細やかに記載しすぎると対応できない恐れがあるため指針の大綱化が必要であると考えます。

その時の状況を反映させなければならないものが多い場合は（10年改定を待つべきものではなく）即時的に変更し周知徹底を図る手段としてガイドライン等の方が効果もあるのではないかと考えます。

また、章立てについても柔軟に対応する必要があります。

## 3) 養護について

現指針の施行後、新制度も含めて養護と教育の一体性は一層重要性を増していますので、第1章総則で、保育の基本としての「養護」と「教育」の意義や意味を十分に示すことが必要であると思います。

また、3歳未満児だけでなく、3歳以上児の章、節でも繰り返し養護の側面を明記することが必要であると思います。

## 4) 整合性について

保育指針・幼保連携認定こども園教育・保育要領との整合性の確保が必要と考えます。さらに保育所から認定こども園への移行が円滑に行えるように保育指針と教育・保育要領の中でも一定の配慮が必要であります。

## 5) 補足資料

保育所保育指針と併せて、解説・ガイドライン等の作成が必要であります。

## Ⅱ現在の第2章 子どもの発達について

1) 大臣告示である保育指針において、「子どもの発達」を規定する事は相応しくなく、解説書へ移行し、丁寧に解説してはどうかと提案します。

2) 幼保連携認定こども園教育・保育要領において、「子どもの発育・発達」を序章へ移行したが本指針においても同様にし、より詳しくすることも一案かと考えます。

### 3) 乳児保育の重要性

オキシトシンの量とその受容体の量は、1歳の頃に決まるといわれています。内発的動機付け遊びが、学びを促し意欲が育つ。周囲の大人が行き過ぎた先取りをすることなく、子どもの個性に柔軟に対応することが大切であります。

さらに、乳児期の保育を通して、さまざまな養護と教育の一体的営みがなされることについて、関心をより深めていく必要があります。

例えば知的教育を例にすると、知的教育とは手の届くところのものへの関わりであります。乳児は、ものの特徴について関わりを通して感じ取ります。握る・触れる・舐めてみる・なんでも口に入れるなど、ものの働きを活動の目的から把握しようとします。さらに、学び合いの始まりがみられます。「もの」（人も含む）への興味や関心を高め、活動を進める際のコツとして、他の子どもや保育者の模倣がある。一緒にいること自体から一体感を感じ、ともにする行動から生まれ、展開していきます。（これも環境の一つといえます。）

乳児保育の出発点である乳児期における学びは、ささやかな子どもの経験から生まれる「次への芽生え」であると思われます。この乳児期の遊びを「学びの芽生え」の視点から考察すると、それは生涯の学びの出発点であり、この時期のあそびを、「小学校以降の教育の準備」として捉えるのではなく、「土台」（基礎）と捉えて、一人ひとりの子どもに対して長期的な視野を持った援助をする必要があります。

そのためには、保育者の遊びの捉え方と見通しが、「学びの芽生え」に結びつく重要なポイントであります。

具体的には、遊びの中で、興味を持ったり、気付いたり、考えたりする力を支え、伸ばすような援助をしていくこと。つまり、子どもが遊びの中で、楽しみ、試し、工夫し、見通しを持つというふうに、子ども自身が遊びを発展させていく「学びの芽生え」を大切にすることです。

加えて、園の教材と子どもの活動と保育者の指導の関係を、丁寧に記録し、保育過程を分析して、そこからカリキュラムや保育計画・教育計画を再構築し、園内で保育のカンファレンス等を中心に保育について語り合うことも効果があると思われます。

### 4) 自己主張に関する取扱い

1歳頃から既に明瞭に示される自己主張、つまり自らのニーズ、思い、願いを明瞭に他者に示す自己主張という行為が、保護者や保育者にとって“反抗”と受けとめられるような保

育観、子ども観は、指針の精神とは全くかけはなれたものだと思います。子ども主体の保育、子どもに寄り添う保育という重要な視点を欠かさないようにすることが重要であると考えます。保育者の重要な応答的かかわりにもつながる点であると考えます。

#### 5) 3歳未満児の保育における、愛着関係の構築について

3歳未満児の保育では、愛着関係の構築が重要項目ですが、具体的に指導上の留意事項で特定の保育士との関わり方を挙げるのが重要であります。

愛着理論の進歩は、とくに乳児保育における担当保育士、主たる保育士と子どもとの継続的な関係の絆の重さ、つまり保育士との愛着形成のプロセスの重要性を示唆しています。母親等保護者との愛着関係のみに拘ることはむしろ乳児保育の本質を損なうものだと考えます。保護者との愛着関係、保育士等との愛着関係は子どもから見れば対立、矛盾するものではなく、むしろ十分に併存する重要なことであると思います。

#### 6) 保育専門職として内容記述について

発達についての理解をまず保育者がきちんと確立すること、そしてそれを保護者にも保育の専門性を生かして説明できることが必要だと思えます。

乳児は自分の思いを言葉に表すには未熟な存在ですから、ひとりひとりの発達過程に配慮した配慮が重要になります。乳児の思いを代弁して言葉にし、時には乳児同士や乳児と保護者の思いを伝達する橋渡しの役割も重要であり、安心、愛着という人との関係づくりをする人的環境が重要になります。物的環境・自然環境への専門的配慮も同様といえます。

### 3. 内容と書き方の検討

- 1) 現在の乳児保育の書き方に統一性を持たせることも必要かと考えます。
- 2) 保育の実施上の配慮事項の検討（乳児保育の充実）も提案いたします。
- 3) 養護については、その重要性に鑑み総則において規定する必要があります。

教育に関するねらい及び内容については、小学校との接続の観点から文科省と内閣府との足並みを揃える必要があると考えます。

- 4) 内容の取扱いについても記述が必要ではないかと考えます。

### 4. 5章について

乳児保育との書き方の見直しが必要ではないかと考えます。

アレルギー児への対応



平成 28 年 1 月 7 日  
香川大学 松井剛太

- 乳児・3歳未満児の保育の意義の位置づけについて
  - 親の社会経済状態 (Socio economic status) と子どもの発達という視点から  
欧米の横断研究やコホート研究の結果
  - 保育所への訪問から  
経験に飢えている子ども
  
- 乳児・3歳未満児の保育（養護及び教育）の内容について
  - 乳児保育や家庭における子どもと大人の「応答」の特徴  
大人から子どもに話しかける場面  
大人からの積極的な語りかけの不足
  - 異年齢での関わりの中で感じとる「教育」  
2歳児の年長児への関わり





平成28年 1月 7日  
浦安市立東野保育園 三代川 紀子

乳児・3歳未満児の保育の実際

- ・保育室の環境  
子どもの発達に応じた環境設定

例) 片づけについて

- ・保育士のかかわり  
一人一人の子どもの見極め

例) 着脱について

乳児・3歳未満児の保育の大切さ

- ・乳児からの保育の積み重ねや連続性が重要  
養護と教育の一体

(参考) いきいき☆浦安っこ



平成 28 年 1 月 7 日

## 保育所保育指針改定に向けた検討課題（例）に関する意見

村松 幹子

乳児保育、3歳未満児の保育について、今回の改定に反映すべき事項は次のとおりです。

以下の点を十分制度に反映することが必要と考えます。

### 【乳児保育】

- (1) 乳児保育においても「教育」があることを明示し、乳児期に大切にすべき内容と教育の視点を持って関わることが求められていることを明確に表現する。
- (2) 乳児保育に関する現行の「発達過程」では、「おおむね6か月未満」「おおむね6か月から1歳3か月」とされていますが、子どもの発達が飛躍的に伸びる時期であることから、より短い間隔でかつより具体的な内容を記載する。(ただし、個人差が大きいことを明記)
- (3) 子どもの主体性の尊重について、肯定的・応答的なかかわり、受容、共感等の具体的な保育内容について明記する。
- (4) 子どもと保育士の愛着関係の構築とそれを基礎とした安心安全な環境が生きる力を育むことの土台となることを明記する。

### 【3歳未満児保育】

- (5) 自己肯定感を育てることを明記し、そのための保育士や他の子ども達との関わりについて記述する。
- (6) 3歳未満児の遊びを通じて培われる人間関係・言語・環境・表現の分野における配慮すべき事項を明記する。
- (7) 保育所保育指針は保護者も理解するものとして捉えたときに、保護者に理解していただきたいこととして、生命の保持とともに、生活リズム・生活習慣の確立の必要性といった、養護的視点の記述を充実する。

### 【その他の意見】

- (8) 保育所における保育士による保育は、子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの状況に応じた、教育を含めた内容のものであり、家庭的保育とは質的な違いがあることを明記する。
- (9) 保育士以外の資格を有する者が保育に関わることが生じる状況となっていることもあり、保育士の役割、施設長の役割を明確にする。
- (10) 保育の内容については、より具体的な記述とし、保護者が保育士の意図する保育について理解し、より円滑に保育所と家庭が連携して子育てできるようにする。
- (11) 食育については、調理員・栄養士も保育室で子どもの食べる状況を把握することが必要であることから、調理員・栄養士と保育士との連携について明記する。
- (12) 時代とともに移り変わる健康上の留意点（予防接種、SIDS、食物アレルギー、離乳食）等に子どもの生命に関わる情報を記載する。
- (13) 被虐待児や見守り対象児の保育に関して、課題解決に向けたソーシャルワークの視点による、保護者等への支援方策について記述する。

## 【保育所保育指針改定の方向に関する私的見解】

## 1. 3歳未満児に対する内容の強化と全体像の明示

- ・3歳前後までは、自己概念を形成するとともに、他者の存在の意識化、それを踏まえた人間関係の構築など、その後の成長や社会性の獲得、自己肯定感の形成など、重要な時期である。この時期の親や保育士など、大人との信頼のおける関わりは、その後の成長発達に大きな影響を与える。こうしたことを踏まえ、3歳未満児の保育について、より積極的な位置づけが必要ではないか。
- ・3歳未満児のみを対象とする施設の存在なども意識し、この時期の発達の特徴を踏まえつつ、応答的保育の重要性や家庭教育との連続性、集団的なふれあいの中での遊びや生活、これらのための適切な環境のあり方などを、もう少し具体的に提示してもいいのではないか。加えて、分散している既述を見直し、全体像を提示できるようにするという構成もあるのではないか。
- ・3歳未満児の保育においても、養護と教育が一体的に提供されているが、その一体性が強いあまり、3歳未満児の保育の教育的意義について十分な記載がない。この点について、工夫の余地はないか。とりわけ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の記載がこのような誤解を促進させている。

## 2. 3歳以上児における「養護」の意義の明確化

- ・「養護」は、保育活動全体を通じて重要なものであるが、3歳以上では「領域」のみが着目される傾向がある。家庭支援の視点からも、3歳以上についても、「養護」の意識化が必要ではないか。

## 3. 年齢による発達の特徴と保育のポイントの明示

- ・前回の指針改定までは、細かい年齢設定での発達の特徴や保育内容の記載があった。これを大綱化したことは意義のあることであったが、その結果、「1」で示したような課題も生じることとなった。年齢ごとの詳細な記載は不要と考えるが、0歳児、1・2歳児、3歳以上程度の枠で、ポイントを示すことは必要ではないか。このような対応は、その後の利用機関との接続という視点からも、地域型保育関係者にとっても有意義である。
- ・このことによって、一般に変化が大きい、3歳未満児と3歳以上児の保育の連続において必要な視点が明確となる。これは、1号認定子どもの定員枠をもつ認定こども園においても有意義である。

## 【以下は、次回以降の課題】

## 4. 今日的な家庭支援の意義と内容の強化

- ・第6章の保護者支援の内容を、「保育所保育指針の課題3」に指摘するような、保育所利用児およびその家庭や地域子育て家庭の今日的な課題への対応の意義と内容に修正する必要がある。
- ・これへの対応には、ソーシャルワーク視点の新たな専門職の配置を想定する必要がある。
- ・これらからの家庭支援においては、利用者支援事業との関係が必須であることも明記する必要がある。

## 5. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に反映させるという積極的姿勢

- ・保育所と幼保連携型認定こども園とは独立した施設であるが、子どもの育ちの支援や社会的意義においては関連性が高く、現行ではより充実している保育所保育指針を後者にどう反映させるかが課題である。
- ・その際には、記載されていない事項飲み直しと、さらに混乱した、「保育」と「教育」という用語の整理を少なくとも視野に入れる必要がある（資料1）。

以上の提案の根拠を、以下、「保育所およびその周辺の近未来状況」、「近未来状況をベースに考えた現行保育所保育指針の課題」という視点から提示しておく。

### 【保育所およびその周辺の近未来状況】

1. 保育所は利用者も施設も減少していく
  - ・第2次ベビーブームの山が底を打つ、1990年生まれの女性が出生のピークに時期に至る2025年から2035年頃まで、出生数は急激に減少する。
  - ・保育所が認定こども園に移行する。
  - ・幼稚園が認定こども園に移行し、2号、3号認定子どもを受け入れると、これはさらに加速する。
  - ・地方ではこのような状況がより早く訪れる。
2. 3歳未満児の入所割合が増える
  - ・男女ともに就労する社会（参加してほしい社会→参加したい社会→参加せざるを得ない→参加が事実上強制させられる社会）がさらに進む。
  - ・子育ての負担感が、保育所利用をさらに促進させる。
3. 地域子育て層を含め家庭支援の必要な利用者が増える
  - ・生活のしづらさを抱える家庭の割合はさらに増える可能性がある。
  - ・関わりの困難な家庭もさらに増える可能性がある。
4. 減少していくとはいえ、地域子育て層は一定数存在する
  - ・少子化と就労促進により、地域子育て層は、量も割合も減少するが、現在の3歳未満の7割程度という状況が激減するわけではない。
  - ・地域子育て層のニーズは、地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業との重なりが大きい。
5. 地域型保育を含め、幼稚園ベースの認定こども園に途中で利用変更する家庭が一部に出てくる
  - ・保護者の「教育」への期待は高く、幼稚園が3号認定子ども利用枠を設けて認定こども園に移行すると、いわゆる乳児保育所（3歳未満児）保育所からの移行希望者が増える。
  - ・地域型保育（小規模保育事業、家庭的保育事業）も同様である。

### 【近未来像をベースに考えた現行保育所保育指針の課題】

#### 1. 3歳未満児に対する保育指針の一般化に伴う限界

前回の指針改定では、年齢ごとの記載を大綱化のもとに避けた。このこと自体を否定するものではない。しかしながら、その結果、現行の指針は、3歳未満の子どもに関する保育の記載が3歳以上児に比べて少なくなっている。

また、この時期重要と考えられる、他者との関わりに関する内容が各章に点在しており、子どもの発達の全体像をとらえにくくなっている。

さらに、今回の指針改定では、地域型保育関係者にもこれを理解してもらうことを前提とした議論をしているが、それを期待するには、3歳未満の記載を強化しなければ、有効にならない。

#### 2. 3歳以上児に関する「養護」の意味合いの不明確さ

3歳以上児については、前回の指針改定において、幼稚園教育要領との擦り合わせがおこなわれている。

これは保育所における教育が幼稚園における教育と内容的には同等であることを位置づけるもので、非常に重要なものであった。

一方、保育所保育指針では「保育」を、「養護と教育の一体的提供」としてとらえている。しかしながら、3歳以上児の保育に関する記載は、「5領域」を中心としたもので、幼稚園教育要領とほとんど差がなく、結果として「養護」と「保育」との関係がほとんど見えない状況になってしまっている。その結果、指針による表現を読んだだけでは、3歳未満の保育において、養護と教育が一体化していることを理解しづらい。

### 3. より今日的な家庭支援課題の記載の希薄さ

生活問題は、時代とともに変化する。近年では、変化のサイクルがより早くなっている。この10年間を振り返ると、子ども虐待の深化、子どもの貧困の社会問題化、広汎性発達障がいによって代表される特別な支援の必要な子どもの増加、精神的課題を抱えた保護者の増加、貧困に限らず家庭基盤の不安定化などが、より大きな課題となっている。

これに対応する社会制度も大きく変化し、発達障害者支援法、障害者総合支援法および児童虐待防止法の改正、子どもの貧困対策法の成立、子ども・子育て支援法、障害者差別解消法の成立など、保育所にも関係する内容があった。

当然のことながら、このような変化に対する記載はない。また、これへの対応を保育所が積極的に引き受けるとするならば、これに対応できる専門的技能を有する職員がさらに求められることになる。

幼保連携型認定こども園においては子育て支援が目的として規定されているにもかかわらず、教育・保育要領においては、「配慮事項」などとして取り扱われ、ほとんど記載されていない。

### 4. 保育所との接続機関の欠陥

現行指針では、保育所を退所した子どもは、小学校に進学することを前提とした接続の視点が記載されている。しかしながら、実際には3歳未満児のみの定員しか有しないいわゆる乳児保育所も存在する。待機児の多い地域では、待機児対策としてこれが一部増加している。

さらに子ども・子育て支援制度では、幼稚園から、2号認定子ども定員枠をもつての幼保連携型認定こども園に移行するものが増えるものと考えられる。加えて、3歳未満児を対象とした地域型保育も一定数整備される。そうすると、乳児保育所あるいは地域型保育の接続先としての保育所および幼保連携型認定こども園、保育所の接続先としての幼保連携型認定こども園という視点も必要ということになる。

### 5. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領とのそご

保育所と幼保連携型認定こども園との法制度上の違いは、3歳以上の「学校教育」の有無と、子育て支援の義務・努力義務にある。しかしながら、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、保育所保育指針第1章、第2章、第5章、第6章、第7章への対応が十分でなく、保育所から移行した施設の新規職員は、薄められた章の視点が弱くなる（資料2 資料3）。

一方、幼稚園から移行した施設の職員は、児童福祉施設としての幼保連携型認定こども園の性格を十分理解でしないまま日常の保育活動に向かう可能性がある（資料3）。

## 資料1 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園における「保育」・「教育」の規定の問題点

### 【保育所における保育】

- ・ 養護と教育の一体的提供としての保育
- ・ 一体的に提供と言いながら、養護と保育を分離して説明しているという矛盾している
- ・ 保育を目的として、その実現のために保育という方法を用いるというわかりづらさが生じている

### 【幼稚園における保育】

- ・ 施設の目的であり、幼稚園教諭の業務である「保育」が、制度的に説明されていない
- ・ 学校教育法施行規則で、「教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領」としながら、幼稚園教育要領で「保育」に一言も触れられていない
- ・ 目的としての保育と、課程としての教育の関係が説明できていない
- ・ 第2章の「ねらい及び内容」に主語がないため、「何」のねらいや内容なのか不明である

### 【幼保連携型認定こども園における保育】

- ・ 施設の目的に、3歳以上児に対する（学校）教育と就学前の子ども全体に対する保育を並列させているため、以下のような混乱を生じさせている
- ・ 第2章の「ねらい及び内容」に主語がないため、「何」のねらいや内容なのか不明である
- ・ 幼稚園制度で、法律上「学校教育」という言葉を使わずに、「教育」を説明してきた矛盾をそのまま幼保連携型認定こども園に持ち込んだため、「教育」と「保育」が並立してしまっている
- ・ 3歳未満：「養護と教育の一体的提供としての保育」を受ける
- ・ 3歳以上：教育標準時間における「（学校）教育」と、教育標準時間以外の時間帯における「養護と（学校教育でない）教育の一体的提供としての保育」を受ける、と解されるが、そうすると、教育標準時間には養護が展開されていないことになる。もしそうでないとすると、教育標準時間には、「（学校）教育」と「養護と一体化した（学校教育でない）教育」という2つの教育が同時に提供されていることになる

### 【「学校教育」と「学校教育でない教育」との関係】

- ・ 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における5領域の記載内容は、3歳未満児に関連する事項と職名の記載（保育士、先生、保育教諭）以外本質的な違いはないが、どこあるいは何をもって「学校教育」と「学校教育でない教育」との法的な違いを生じさせているかがわかりにくい
- ・ 幼保連携型認定こども園が、児童福祉施設および学校教育施設の双方の性格を有するものであるため、「学校教育」と「学校教育でない教育」の2つが同一場所で提供されることになった。これが混乱の原因となっている
- ・ 「保育」概念についても、とりわけ幼稚園との関係において同様の状況が継続している



資料2 指針・要領の構成

保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領
<p>第1章 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>2 保育所の役割</p> <p>3 保育の原理</p> <p>4 保育所の社会的責任</p> <p>第2章 子どもの発達</p> <p>1 乳幼児期の発達の特性</p> <p>2 発達過程</p> <p>第3章 保育の内容</p> <p>1 保育のねらい及び内容</p> <p>1) 養護に関わるねらい及び内容 生命の維持 情緒の安定</p> <p>2) 教育に関わるねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>第4章 保育の計画及び評価</p> <p>第5章 健康及び安全</p> <p>第6章 保護者に対する支援</p> <p>第7章 職員の資質向上</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標</p> <p>第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成</p> <p>第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項</p> <p>第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項</p> <p>第1 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現</p> <p>第2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項</p> <p>第1 一般的な配慮事項</p> <p>第2 特に配慮すべき事項</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>第2 教育課程の編成</p> <p>第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など</p> <p>第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現</p> <p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>第1 指導計画の作成に当たっての留意事項</p> <p>第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p>

資料3 職員の養成と子育て支援

保育士	幼稚園教諭	保育教諭
<p>家庭支援論</p> <p>相談援助Ⅰ・Ⅱ（演習）</p> <p>保育相談支援（演習）</p>	<p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 （幼児理解の理論及び方法＋教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法）</p>	<p>・保育士＋幼稚園教諭。 ・幼稚園教諭＋（福祉と養護 相談支援 保健と食と栄養 乳児保育 各2単位） ・保育士＋（教職の意義等に関する科目：2単位 教育の基礎理論に関する科目：2単位 教育課程及び指導法に関する科目：3単位 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目：1単位）</p>

